

平成21年5月22日
健康増進課

「世界禁煙デー」における県関係施設
1日敷地内禁煙の実施等について

WHO（世界保健機関）が定めた「世界禁煙デー」である5月31日が日曜日のため、前々日の29日（金）に本庁舎・地方局庁舎・各地方関係庁舎など県関係施設（警察施設の一部を除く）について、別添実施要領のとおり原則敷地内を全面禁煙し、職員や来庁者等に対し喫煙が健康に及ぼす重大な影響について認識を深め、禁煙への動機付けとするとともに、県内における喫煙対策への機運醸成を図ることとしましたのでお知らせします。

また、5月25日（月）～5月29日（金）に県庁第一別館1階ロビーにおいて、たばこが健康に与える影響等を周知するポスター展示等についても併せて行います。

【問合せ先】

健康増進課健康政策係（内線2401）